



ウポポイ
NATIONAL AINU MUSEUM and PARK
民族共生象徴空間



令和5年3月31日
室蘭開発建設部 広報官

報道機関各位

令和5年度北海道開発事業費

(室蘭開発建設部実施分)の概要について

令和5年度北海道開発事業費（室蘭開発建設部実施分）について、別紙のとおりお知らせします。

【問合せ先】国土交通省 北海道開発局 室蘭開発建設部

全 体 総務課上席専門官 田沼 浩一 電話 0143-25-7051

治水・海岸関係 治水課長 入交 泰文 電話 0143-22-9171（内線 291）

道路関係 道路計画課長 神馬 強志 電話 0143-22-9171（内線 351）

港湾・水産関係 築港課長 松本 隆一 電話 0143-22-9171（内線 361）

農業関係 農業開発課長 平山 陽介 電話 0143-22-9171（内線 271）



室蘭開発建設部ホームページ <https://www.hkd.mlit.go.jp/mr/>

令和5年度北海道開発事業費
(室蘭開発建設部実施分)の概要

令和5年3月

室蘭開発建設部

別紙

令和5年度 室蘭開発建設部事業費総括表

(事業費)

(単位：百万円)

事 項	予 算 額	備 考
治 水	5,452	
海 岸	476	
道 路	22,657	
港 湾 整 備	3,680	
都市水環境整備	86	
農業農村整備	5,423	
水産基盤整備	2,843	
合 計	40,617	

注) 1. 農業農村整備及び水産基盤整備を除き、工事諸費は含まれていない。

2. 四捨五入の関係で計と内訳が一致しない場合がある。

治水事業

(事業の概要)

管内の治水事業は、一級河川鶴川水系（直轄管理延長42.9km）及び沙流川水系（直轄管理延長46.3km）の河川改修や河川維持修繕、二風谷ダム及び平取ダムのダム管理、樽前山火山砂防事業並びに厚真川水系における砂防事業です。

第8期北海道総合開発計画における強靱な国土づくりへの貢献と安全・安心な社会基盤の形成を図ることを目的に、気候変動の影響により激甚化・頻発化する風水害等に対するため、あらゆる関係者により流域全体で行う「流域治水」を推進するほか、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」を重点的、かつ集中的に対策を講じ、強靱な国土づくりに取り組みます。

また、川の自然環境や景観、水辺の活動、サイクリング環境等、川に関する情報を効果的に発信するとともに、地域と連携して、魅力的な水辺空間の創出、水辺利活用を促進し、北海道らしい地域づくり・観光振興に貢献する「かわたびほっかいどう」プロジェクトを推進します。

● 河川事業

河川改修： 河道掘削や堤防整備等のハード対策を行うとともに、住民等が迅速に避難できるよう河川情報や河川監視機器の充実を図り、それらの情報提供等のソフト対策を行います。

河川維持修繕： 鶴川及び沙流川の堤防や河川管理施設の機能を維持するため、堤防除草、樋門管修繕や河川巡視等を行います。

● ダム事業

堰堤維持： 沙流川流域に位置する二風谷ダム及び平取ダムでは、利水の安定供給や洪水時のダム機能を確保するため、各施設の点検整備、観測・操作及び流木処理等を行います。

● 砂防事業

火山砂防事業： 樽前山から火山泥流が発生すると苫小牧市一帯に甚大な被害を及ぼすことから、樽前山南麓の覚生川等において、砂防堰堤の整備等を行います。

特定緊急砂防事業： 北海道胆振東部地震により発生した大規模山腹崩壊等による不安定土砂が再移動することで起こる二次被害を防止・軽減するため、厚真川水系の日高幌内川、チケツペ川及び東和川において、砂防堰堤の整備等を行います。

● 調査費

総合流域防災対策事業： 鶴川、沙流川及び樽前山において、豪雨災害等に対し流域一体となった総合的な防災対策を推進するための調査等を行います。

治水事業の概要

事業別		地区別等	事業の概要
河川整備事業	河川改修	鶴川・沙流川	河道掘削、堤防整備等
	河川維持修繕	鶴川・沙流川	堤防・水閘門等維持管理、河川巡視等
ダム事業	堰堤維持	二風谷ダム	ダム管理施設の維持管理・修繕等
		平取ダム	ダム管理施設の維持管理・修繕等
砂防事業	火山砂防事業	樽前山	堰堤等
	特定緊急砂防事業	厚真川水系	堰堤等
総合流域防災対策事業		鶴川・沙流川、樽前山	調査等



海岸事業

(事業の概要)

直轄胆振海岸は、北海道中央南部（苫小牧市～白老町）に位置し、太平洋に面して弧状の海岸線をなす延長24.6kmの区間で、人口・資産が集中する背後地の浸水被害の防止や越波による国道36号の通行障害、JR室蘭本線の途絶を解消するため、海岸保全施設の整備を推進します。

●海岸事業

海岸保全施設整備事業： 民族共生象徴空間（ウポポイ）の関連区域に位置付けられているヨコスト湿原・海岸を含む胆振海岸において、海岸保全施設の整備を推進します。

海岸事業の概要

事業別		地区別等	事業の概要
海岸事業	海岸保全施設整備事業	胆振海岸	人工リーフ整備（白老工区）

道 路 事 業

（道路事業の概要）

室蘭開発建設部管内の道路事業は、防災・減災・国土強靱化の取組の加速化・深化を図るため、日高自動車道をはじめとする一般国道の道路交通ネットワークの耐災害性強化や交通安全対策、防災・通行の安全・景観の向上に資する無電柱化、社会経済活動を支える道路施設の老朽化対策等を推進します。

○食と観光を担う生産空間の維持・発展と人が輝く地域社会の実現

広域分散型社会を支える高規格道路ネットワークの整備

広域分散型社会を形成している北海道において、食・観光等の基幹産業を支えるとともに、国土の強靱性を確保し、地域間の連携強化を図るため、高規格道路ネットワークの整備を推進する。

- ・日高自動車道 厚賀静内道路（延長16.2km）
【令和7年度部分開通予定】日高厚賀IC～新冠IC（仮称）（延長9.1km）
- ・日高自動車道 静内三石道路（静内～東静内）（延長8.0km）

○世界水準の観光地の形成

『シーニックバイウェイ北海道』の推進

「シーニックバイウェイ北海道」において、魅力ある道路景観を地域の重要な観光資源の一つとして確立するため、特に魅力的な区間について景観の維持・形成、情報発信を重点的に推進するシーニックバイウェイ「秀逸な道」の取組を引き続き推進し、地域との協働を通じて生産空間のコミュニティ維持を推進します。

管内では「支笏洞爺ニセコルート」がシーニックバイウェイ北海道の指定ルートになっており、令和4年度に「日高シーニックバイウェイ」が候補ルートとして登録されました。

北海道におけるインフラツーリズムの推進

「インフラツーリズム」は、国民の暮らしや経済を支え、安全・安心な国土の基盤となる社会資本の重要性等についてより多くの方々に知っていただくとともに、ダムや橋などの公共施設を地域の観光資源として活用し、地域の活性化に資する取組です。

管内では令和2年8月に、白鳥大橋（室蘭市）が「インフラツーリズム魅力増進プロジェクト」のモデル地区に選定され、令和3年7月より、地元関係団体で構成される室蘭観光推進連絡会議が主体となって「白鳥大橋主塔登頂クルーズ」を開始しています。

○強靱で持続可能な国土の形成

道路交通ネットワークの耐災害性強化

災害からの迅速な復旧と、早期の日常生活・経済活動の再開を図るため、災害に強い国土幹線道路ネットワークの構築を推進します。また、耐災害性の強化や災害時におけるネットワーク確保のため、「防災・減災、国土強靱化に向けた道路の5か年対策プログラム」等に基づき、防災震災対策や高規格道路のミッシングリンク解消を推進します。

- ・国道453号 蟠溪道路（延長5.4km）
【令和7年度全線開通予定】有珠郡壮瞥町蟠溪～有珠郡壮瞥町上久保内（延長2.2km）

防災、通行の安全、景観の向上に資する無電柱化の推進

道路の防災性の向上、安全で快適な通行空間の確保、良好な景観の形成や観光振興の観点から、低コスト技術を積極的に導入しつつ、無電柱化推進計画に基づき、各道路管理者・関係事業者の連携の下、新設電柱の抑制及び無電柱化のスピードアップを図ります。

社会経済活動を支えるインフラ施設の老朽化対策

道路施設が有する機能を長期にわたって適切に確保するため、各施設に応じた点検及び計画的・効率的な維持管理を図り、適切な老朽化対策を推進します。また、白老町の要請により白老町管理の白老橋において修繕代行を実施します。

交通安全対策の推進

事故多発区間での事故データを用いた分析やビッグデータを活用した潜在的危険区間の分析により、事故の危険性が高い区間を抽出して重点的な対策を実施する「事故ゼロプラン」※を推進します。また、通学路における安全対策においては、令和3年6月に千葉県八街市で発生した事故を受けて実施した通学路合同点検の結果に基づき、対策を推進します。

※事故ゼロプラン：交通事故の危険性が高い区間である「事故危険区間」の交通事故対策の取組

○ゼロカーボン北海道等の実現

ゼロカーボン北海道等グリーン社会の実現に向けた施策の展開

グリーン社会の実現に向け、北海道に豊富に賦存する再生可能エネルギーの導入促進、供用・管理段階でのインフラサービスにおける省エネルギー化、吸収源対策、道路照明のLED化等、ゼロカーボン北海道の実現に向けた取組を推進します。

- ・「道の駅」を活用した次世代自動車普及促進の取組
次世代自動車の普及を促進するため、国・北海道・自治体、道の駅管理者が連携し、「道の駅」への急速EV充電器設置を促進します。

道路事業の概要

路線名 等	主 要 事 業																																																
E63 日高自動車道	厚賀静内道路 (高規格道路の整備、代替性確保) (令和7年度部分開通予定) 静内三石道路 (静内～東静内) (高規格線道路の整備、代替性確保)																																																
国道274号	清瀬防災 (落石等による危険箇所の解消)																																																
国道453号	蟠溪道路 (隘路区間及び落石等による危険箇所の解消) (令和7年度全線開通予定)																																																
国道36号ほか	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">電線共同溝</td> <td style="width: 35%;">国道 36号 苫小牧市</td> <td style="width: 35%;">苫小牧元中野電線共同溝</td> <td style="width: 15%;">(令和5年度新規事業化)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>国道276号 苫小牧市</td> <td>苫小牧新中野町電線共同溝</td> <td></td> </tr> <tr> <td>交差点改良</td> <td>国道 36号 苫小牧市</td> <td>柳町交差点改良</td> <td>(令和5年度新規事業化)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>国道 37号 伊達市</td> <td>舟岡町交差点改良</td> <td>(令和5年度新規事業化)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>国道 37号 伊達市</td> <td>南黄金町交差点改良</td> <td>(令和5年度新規事業化)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>国道 37号 室蘭市</td> <td>陣屋町交差点改良</td> <td>(令和5年度新規事業化)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>国道 37号 室蘭市</td> <td>中島町2丁目交差点改良</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>国道236号 浦河町</td> <td>西舎交差点改良</td> <td>(令和5年度新規事業化)</td> </tr> <tr> <td>歩道</td> <td>国道234号 安平町</td> <td>安平歩道整備</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>国道237号 平取町</td> <td>平取歩道整備</td> <td></td> </tr> <tr> <td>中央分離帯</td> <td>国道 37号 豊浦町</td> <td>礼文華中央帯整備</td> <td></td> </tr> <tr> <td>視距改良</td> <td>国道230号 洞爺湖町</td> <td>洞爺事故対策</td> <td>(令和5年度新規事業化)</td> </tr> </table>	電線共同溝	国道 36号 苫小牧市	苫小牧元中野電線共同溝	(令和5年度新規事業化)		国道276号 苫小牧市	苫小牧新中野町電線共同溝		交差点改良	国道 36号 苫小牧市	柳町交差点改良	(令和5年度新規事業化)		国道 37号 伊達市	舟岡町交差点改良	(令和5年度新規事業化)		国道 37号 伊達市	南黄金町交差点改良	(令和5年度新規事業化)		国道 37号 室蘭市	陣屋町交差点改良	(令和5年度新規事業化)		国道 37号 室蘭市	中島町2丁目交差点改良			国道236号 浦河町	西舎交差点改良	(令和5年度新規事業化)	歩道	国道234号 安平町	安平歩道整備			国道237号 平取町	平取歩道整備		中央分離帯	国道 37号 豊浦町	礼文華中央帯整備		視距改良	国道230号 洞爺湖町	洞爺事故対策	(令和5年度新規事業化)
電線共同溝	国道 36号 苫小牧市	苫小牧元中野電線共同溝	(令和5年度新規事業化)																																														
	国道276号 苫小牧市	苫小牧新中野町電線共同溝																																															
交差点改良	国道 36号 苫小牧市	柳町交差点改良	(令和5年度新規事業化)																																														
	国道 37号 伊達市	舟岡町交差点改良	(令和5年度新規事業化)																																														
	国道 37号 伊達市	南黄金町交差点改良	(令和5年度新規事業化)																																														
	国道 37号 室蘭市	陣屋町交差点改良	(令和5年度新規事業化)																																														
	国道 37号 室蘭市	中島町2丁目交差点改良																																															
	国道236号 浦河町	西舎交差点改良	(令和5年度新規事業化)																																														
歩道	国道234号 安平町	安平歩道整備																																															
	国道237号 平取町	平取歩道整備																																															
中央分離帯	国道 37号 豊浦町	礼文華中央帯整備																																															
視距改良	国道230号 洞爺湖町	洞爺事故対策	(令和5年度新規事業化)																																														
町道中央通(修繕代行)	白老橋 (白老町の要請による老朽化対策)																																																

港湾整備事業

(事業の概要)

当部が所管する港湾は、国際拠点港湾の室蘭港及び苫小牧港と地方港湾のえりも港、浦河港及び白老港です。

管内港湾の役割は、基幹産業である農業及び水産物の生産物の円滑な流通、製紙業・製鉄業をはじめとする工業の原材料輸送及び製品の効率的な出荷のほか、北海道観光の一翼を担うクルーズ船の受入環境の整備を通じた地域活性化、各地域における生活拠点の形成であり、北海道開発及び地域にとって不可欠な社会資本として整備を進めています。

令和5年度においては、第8期北海道総合開発計画で示された施策を推進するため、北海道の産業における国際競争力の強化、物資の安定供給及び物流の効率化を進めるとともに、大規模災害に対する防災・減災対策の推進に向けた港湾基盤の整備を推進します。

[室蘭港の整備]

崎守地区において、老朽化した防波堤の機能を回復するため、北外防波堤の改良を行います。また、祝津絵鞆地区において、老朽化した岸壁の機能を回復し荷役作業の安全性向上のため、水深11m岸壁の改良を行うとともに、大型クルーズ船係留に対応可能な付属工の整備をあわせて行います。

[苫小牧港の整備]

西港区汐見地区において、ポートサービス船の係留施設不足を解消するため、水深3m物揚場、水深3m泊地、及び波除堤の整備を行います。

西港区外港地区において、老朽化した防波堤の機能を回復するため、東防波堤の改良を行います。また、航行船舶の安全性の確保を図るため、水深15m航路の整備を行います。

東港区浜厚真地区において、係留施設不足による混雑解消及び、大規模地震発生時の緊急物資輸送等に対応するため、水深9m周文1号岸壁(耐震)の整備を行います。

[えりも港の整備]

本港地区において、老朽化した防波堤の機能を回復するため、北防波堤の改良を行います。

[浦河港の整備]

本港地区において、航行船舶の安全性の確保を図るため、西島内港防波堤の整備を行います。

[白老港の整備]

本港地区において、航行船舶の安全性の確保を図るため、島防波堤の整備を行います。

港湾整備事業の概要

港湾名	地区名	事業の概要
国際拠点港湾 室蘭港	崎守地区 祝津絵鞆地区	北外防波堤改良 水深11m岸壁改良
国際拠点港湾 苫小牧港	西港区汐見地区 西港区外港地区 東港区浜厚真地区	水深3m物揚場、水深3m泊地、波除堤 東防波堤改良、水深15m航路 水深9m周文1号耐震強化岸壁
地方港湾 えりも港	本港地区	北防波堤改良
地方港湾 浦河港	本港地区	西島内港防波堤
地方港湾 白老港	本港地区	島防波堤

国際拠点港湾：重要港湾のうち国際海上輸送網の拠点として特に重要な港湾で政令に定めるもの

重要港湾：国際海上輸送又は国内海上輸送網の拠点となる港湾その他の国の利害に重大な関係を有する港湾で政令に定めるもの

地方港湾：重要港湾以外の港湾

都市水環境整備事業

(事業の概要)

沙流川における環境整備事業は、「平取町かわまちづくり」実現のため、平取地域イオル再生事業と連携して整備した水辺空間の活用、フットパスや文化伝承の場に関する整備等を行い、地域の活性化に向けて支援しています。

●環境整備事業

総合水系環境整備事業： アイヌ文化の保存、伝承及び振興に必要な水辺整備を行うとともに、有用植物が生育する環境を整備します。

都市水環境整備事業の概要

事業別	地区別等	事業の概要
総合水系環境整備事業	沙流川	平取町かわまちづくりの実現に向けた整備等

農業農村整備事業

(事業の概要)

管内の農業は、営農形態等から胆振東部地域、胆振西部地域、日高地域の3地域に大別されます。胆振東部地域は、管内稲作の中核地帯であるとともに、道内を代表する都市近郊型畑作地帯です。胆振西部地域は、自然環境に恵まれた道内野菜の生産地です。また、日高地域は、軽種馬を基幹として稲作・野菜・酪農・肉牛等多岐にわたる農業が展開されています。

第8期北海道総合開発計画に掲げられた目標の実現に向け、農業の持続的発展と食料供給の安定化を図るため、農業生産基盤の整備を進めます。

[国営かんがい排水事業]

勇払東部（二期）地区： 事業効果の早期発現に向けて、用水施設の整備を進めます。

新 鷗 川 地 区： 事業効果の早期発現に向けて、用排水施設の整備を進めます。

大 原 二 期 地 区： 事業効果の早期発現に向けて、用水施設の整備を進めます。

美 河 地 区： 事業効果の早期発現に向けて、用水施設の整備を進めます。

[国営緊急農地再編整備事業]

伊 達 地 区： 事業効果の早期発現に向けて、区画整理を進めます。

[国営造成水利施設ストックマネジメント推進事業]

機能保全計画策定事業： 国営造成施設の長寿命化を目的とする保全対策等の適切な実施のため、機能診断及び機能保全計画の策定を行い、適期の整備更新の実施に関する指導・助言を行います。

技術高度化事業： 機能保全計画の精度向上のため、①施設の診断、劣化予測、評価手法の確立、②対策工法の有効性や耐久性の検証等を行います。

農業農村整備事業の概要

実施地区

事業種別	地区名	関係市町村名	受益面積	事業の概要
国営かんがい排水事業	勇払東部（二期）地区	厚真町 むかわ町	3,224ha	ダム 改修一式 揚水機場 1か所 用水路 12条
	新鷗川地区	むかわ町	3,316ha	ダム 改修一式 頭首工 改修一式 用水路 3条 排水路 4条
	大原二期地区	洞爺湖町 豊浦町	2,034ha	調整池 1か所 用水路 6条
	美河地区	新ひだか町	1,230ha	ダム 改修一式 頭首工 1か所
国営緊急農地再編整備事業	伊達地区	伊達市	1,281ha	区画整理 1,281ha

水産基盤整備事業

(事業の概要)

当部管内の第3種及び第4種漁港は、北海道噴火湾の東部から襟裳岬の東側に位置し、太平洋沖を漁場とした刺網漁業、定置網漁業等の沿岸漁業や沖合底びき網漁業を中心に、水産物の生産・流通拠点として広域的に利用されており、我が国の水産物供給基地として重要な役割を担っています。

令和5年度は、第8期北海道総合開発計画及び漁港漁場整備長期計画で示された施策を踏まえ、「水産業の成長産業化に向けた拠点機能強化対策」、「持続可能な漁業生産を確保するための漁港施設の強靱化・長寿命化対策」に向けた水産基盤整備を推進します。

1) 追直地区

漁港内の静穏度向上を図るための防波堤、大規模災害発生後における水産業の早期再開及び水産物の高度衛生管理対策の強化を図るための岸壁の整備を推進します。

2) 登別地区

漁業活動の効率化を図るため道路の整備を推進します。

3) 三石地区

漁港内の静穏度向上を図るための防波堤や護岸、漁業活動の効率化を図るため道路などの整備を推進します。

4) 様似地区

大規模災害発生後における水産業の早期再開及び水産物の高度衛生管理対策の強化を図るための岸壁及び泊地、漁船の上下架作業の効率化を図るための船揚場の整備を推進します。

5) 庶野地区

漁業活動の安全性向上を図るための護岸の整備を推進します。

6) 室蘭管内地区

追直漁港、登別漁港、三石漁港、様似漁港及び庶野漁港において、漁港施設の長寿命化を図るため、泊地、護岸、防波堤などの補修を行います。

水産基盤整備事業の概要

事業区分	地区名	事業の概要
特定漁港 漁場整備 事業	追直地区 (第3種追直漁港)	外郭施設：外防波堤 係留施設：水深5.5m岸壁(改良)
	登別地区 (第3種登別漁港)	輸送施設：道路(改良)
	三石地区 (第3種三石漁港)	外郭施設：西防波堤(改良)・西護岸(改良) 護岸(改良) 輸送施設：道路(改良) 漁港施設用地：用地(改良)
	様似地区 (第3種様似漁港)	水域施設：水深5.5m泊地 係留施設：水深5.5m岸壁(改良)・船揚場(改良)
	庶野地区 (第4種庶野漁港)	外郭施設：東護岸(改良)
	室蘭管内地区	<p>【追直漁港】</p> 水域施設：水深5.5m泊地(補修) 漁港施設用地：養殖用作業施設用地(人工地盤)(補修) 野積場用地(人工地盤)(補修) <p>【登別漁港】</p> 外郭施設：西護岸(補修) 水域施設：水深3.0m泊地(第1港区①)(補修) 水深3.0m泊地(第1港区②)(補修) <p>【三石漁港】</p> 水域施設：水深3.5m泊地①(補修) 水深3.5m泊地②(補修) 輸送施設：道路(補修)・埋立護岸①(補修)

<p>特定漁港 漁場整備 事業</p>	<p>室蘭管内地区</p>	<p>【様似漁港】 外郭施設：西護岸（補修）・東防波堤（補修） 輸送施設：道路（補修） 【庶野漁港】 輸送施設：道路（補修）</p>
-----------------------------	---------------	--

第1種漁港：その利用範囲が地元の漁業を主とするもの

第2種漁港：その利用範囲が第1種漁港より広く、第3種漁港に属しないもの

第3種漁港：その利用範囲が全国的なもの

第4種漁港：離島やその他辺地において漁場の開発又は漁船の避難上特に必要なもの